健全化判断比索

(単位:%)

医工门引引几十				(十四・/0/
	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成20年度(参考)	_	_	9.8	39.2
平成21年度	_	_	8.5	33.7
増 減	_	_	— 1.3	— 5.5
早期健全化基準	12.17	17.17	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※「一」は当該比率が黒字であることをあらわしています。

資金不足比率

(単位:%)

特別会計の名称	平成20年度	平成21年度	経営健全化基準
下水道事業特別会計	_	_	20.0

- ▼実質赤字比率とは 標準財政規模(*)に対する普通会計の赤字の割合。平成21年度は黒字のため「数値 なし | となっています。
- ▼連結実質赤字比率とは 普通会計だけでなく、国民健康保険事業や介護保険事業などの特別会計や、下 水道事業などの公営企業会計等も含めた市全体における赤字の割合。平成21年度は黒字のため「数値なし」 となっています。
- ▼実質公債費比率とは 普诵会計の公債費(借金の返済額)だけでなく、公営企業会計等の公債費に充てる ための繰出金なども含めた実質的な公債費が、標準財政規模に占める割合の3年度平均値。この比率が高 まるということは借金の返済に一般財源が圧迫され、財政の弾力化が低下することを意味します。平成21 年度の多摩26市の平均は4.3%です。
- ▼将来負担比率とは 将来、普通会計で負担することが見込まれる金額の標準財政規模に対する割合。こ の比率が大きくなるほど、将来に見込まれる負担が大きいことを意味します。また、実質赤字比率・連結 実質赤字比率・実質公債費比率の3つの指標のみならず、この指標を算定することにより、現在の負担と 将来の負担のバランスを念頭においた財政運営が可能となります。平成21年度の多摩26市の平均は25.5 %です。
- ▼資金不足比率とは 赤字である公営企業会計における資金不足額について、公営企業の事業規模に対す る比率であらわしたもの。公営企業の資金不足の状況。この比率が高くなるほど、公営企業の経営状況に 問題があることとなります。平成21年度は黒字のため「数値なし」となっています。
- (*)標準財政規模…通常収入されるであろう経常的な一般財源(税や交付金等)の規模。平成21年度本市 の標準財政規模は約238億1,607万円です。





- ▼経常収支比率とは 市の財政構造の弾力性を判断する指標として使われるもので、人件費・扶助費・公債費等 の経常経費(義務的経費)に、地方税・地方交付税・地方譲与税を中心とする経常的な収入である一般財源がど の程度充当されたかをみるものです。経常経費に充当した一般財源の残りの部分が大きいほど臨時の財政需要に 対応できることとなり、財政構造に弾力性があるといえます。経常収支比率は、70~80%の間にあるのが理想 とされています。平成21年度多摩26市の平均は93.2%です。
- ▼公債費比率とは 借入れた地方債の毎年度の元利償還金を公債費といい、この公債費の標準財政規模(地方交 付税の算定の仕組みを通じて計算される経常一般財源)に占める割合を公債費比率といいます。公債費は、人件 費・扶助費とともに義務的経費であり、財政構造の硬直化の要因となるので、その健全性のため10%を超えな いことが望ましいとされています。平成21年度多摩26市の平均は7.2%です。
- ▼実質公債費比率とは 地方債の発行が協議制度に移行したことに伴い、公債費による財政負担の度合いを判断 するために、平成17年度から新たに導入された指標です。内容は健全化の欄で説明したとおりですが、自治体 の財政の弾力化を測るうえで非常に重要な指標の1つです。平成19年度から健全化判断比率の指標の1つとなり、 算定するにあたってのルールが総務省により変更され、従来の算定方法に加え、公債費の財源に「都市計画税(*)」 を充てることとなりました。これにより平成19年度の数値から大幅に低くなっていますが、歳入が新しく発生 したり、実質的に状況が変わったものではないので、実態が改善された訳ではありません。なお、従来の旧算定 方式で算定した場合は15.3%で、前年度より1.0%改善しております。
- (*) 都市計画税…都市計画事業および土地区画整理事業に要する費用に充てるための目的税で、市街化区域内 (本市は全域)の土地・家屋に課税されます。昭和31年から課税している税で、毎年、都市計画事業費に対して 見込まれている歳入となっています。

配用内でし 平成21年 指標全てで早 判 た各比率は、 断 比率 務が けら は 度 決 あくまで法律上、 算に 期 健 か 车 全化基準 おける 峝 様に 算定さ 4 ல் 9

まし ぎず る 前 0 財 5 対 経 臨 観 年 13 心応できる かに 80 度と 常 時 うことでは 政 点 運営上 がら、 収 的 する 此 期 支比 な支出にどれ は か較 健 かと なん 全化 ため して 依然とし 市 率 はあり 0) は、 に基準を下 ら問 理 0.9 0 財 W りません。 想とさ う指標であ ル 政 % 故 だけ 7 題 1 0) i め善され 心がな 実態を -ルに過 遠 れる % と 柔 口 れ

> b 壓 度 年 る 倩 (より若干 高 26 高 度 10 9.9 ることを表して 現 市 在 通 E %以 %と改 額 44 同じく多 数値となって 会計 で、 平 高 均 內 率 は ことなり い善され、 ーも前 26 21 下 25 0 万3千円 万6千 市 がりましたが 市 座 年度 民 全 26 市 1人当たり ましたが、 います。 円と比 理 41 より ます 生想とされ 中 4 で、 番 また、 化して 0.9 **,** べて %減 前 目 番 多 市 年

7 千 高は 11 円にな たり市 状 況で 減ってきて す。 0 市 債 て Ó います。 が貯金 全会計 在高 中で お である は6 ŋ で 0 市 र्त 良 基 民 1 1

全化

が 律 団

公

布さ

れ、

この法

に関する法

以

下 政

財

政健 全化 月に 対応

地 た法

方公共

体

0

財

0

健

あ

ŋ

財

政 測 0

0

早

期

健 指 地

全化

や再

生

律とし

ぞ平

成

年6 題に

健全 全国

一度を

る財

政

0)

1 治体

っ

で

統

基

準

で

方自

0

方

自

治

体

0

財

政

問 19

本市は

早

化基準の

11

成

年度

全化

判

断

比

率を公表

đ

座

中

4

高

数

値と

9

て 26

お 市

ŋ,

財

が

硬

直

指標を、 議会に報告

監 財

|査委員の審査を経

Ĺ

か

つ公表するこ

ょ 法

n

政

健全化

にか

かる各

が義

れ

ました。

数値が1つでも 数値が1つでも 早期健全化基準を超えた場合 財政再生基準を超えた場合

○基準値以下にするための財 政健全化計画を定めなけれ ばなりません。

当たりで見ると、

5

万

 $\tilde{9}$

千

闰

- ○定めた財政健全化計画を国 や都へ報告しなければなり ません。
- ○定めた財政健全化計画の実 施状況を公表し、国や都に 報告しなければなりませ ん。

- ○財政健全化計画より厳しい 財政再生計画を定めなけれ ばなりません。
- 住民税等の税率引上げ 使用料・手数料の値上げ 徴収率向上のための計画 事務事業の廃止や見直し 組織縮小·合理化 その他の歳出削減処置など
- ○定めた財政再生計画を国や 都へ報告しなければなりま せん。
- ○予算は財政再生計画に基づ いて調製しなければなりま せん。
- ○国の同意なく地方債による 借入れができなくなります(災 害復旧事業債等を除く)。





国の関与のもとで計画的に財 政の健全化を図っていくこと になります。

国のより強い関与のもとで財 政再生を進めることになりま す。

子などの しなって 正 健 全化判 確 な状 います 数値だけでは、 断比率 況 を把 握 握することは、自治体経常収支比

0

ます

でませ

な財

政 ん が、 運営に取り 改善に 財 組 向 んで けて、 6.1 ŧ 適

政 課 內 408